

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年11月28日

【中間会計期間】 第100期中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

【会社名】 株式会社中京銀行

【英訳名】 The Chukyo Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 末安 堅二

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目33番13号

【電話番号】 052（262）6111（大代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 水貝 福夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀四丁目10番4号  
株式会社中京銀行 東京事務所

【電話番号】 03（3555）6811（代表）

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 棚橋 修

【縦覧に供する場所】 株式会社中京銀行津支店  
（三重県津市東丸之内20番11号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目3番17号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度中間 連結会計期間	平成16年度中間 連結会計期間	平成17年度中間 連結会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	19,889	18,836	18,526	39,861	37,779
連結経常利益	百万円	2,948	4,212	4,483	4,795	8,609
連結中間純利益	百万円	2,052	2,514	2,200	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	3,090	4,773
連結純資産額	百万円	71,498	78,202	89,118	78,344	83,665
連結総資産額	百万円	1,578,142	1,582,536	1,612,186	1,583,920	1,588,104
1株当たり純資産額	円	329.16	360.08	410.44	360.73	385.16
1株当たり中間純利益	円	9.44	11.57	10.13	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	14.22	21.86
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	-	-	-	-
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.22	8.39	8.79	8.22	9.12
営業活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	4,210	12,288	19,028	304	6,676
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	10,017	7,209	4,944	12,967	32,303
財務活動によるキャッシ ュ・フロー	百万円	4,088	789	3,685	4,230	5,496
現金及び現金同等物の中間 期末残高	百万円	93,959	96,541	69,169	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	-	-	-	92,253	58,772
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,370 [329]	1,310 [394]	1,335 [430]	1,319 [365]	1,289 [401]

(注) 1. 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、各年度および各中間連結会計期間とも潜在株式がないので、記載しておりません。

3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第98期中	第99期中	第100期中	第98期	第99期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	19,013	18,060	17,718	38,149	36,190
経常利益	百万円	2,840	4,047	4,218	4,604	8,328
中間純利益	百万円	2,014	2,456	2,058	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	3,002	4,644
資本金	百万円	31,844	31,844	31,844	31,844	31,844
発行済株式総数	千株	217,459	217,459	217,459	217,459	217,459
純資産額	百万円	71,455	78,044	88,725	78,238	83,434
総資産額	百万円	1,571,731	1,577,744	1,606,241	1,577,160	1,583,135
預金残高	百万円	1,444,736	1,440,857	1,455,927	1,445,953	1,439,112
貸出金残高	百万円	1,151,778	1,137,358	1,144,471	1,157,599	1,148,400
有価証券残高	百万円	287,346	309,692	354,050	294,660	338,079
1株当たり中間配当額	円	-	2.50	2.50	-	-
1株当たり配当額	円	-	-	-	3.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.20	8.34	8.72	8.20	9.06
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,247 [267]	1,208 [341]	1,229 [351]	1,188 [313]	1,191 [338]

(注) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間においては、当行グループ（当行および当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

なお、その他の関係会社である株式会社UFJホールディングスは、平成17年10月1日付で株式会社三菱東京フィナンシャル・グループとの合併により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとなっております。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

	銀行業務	クレジットカード・ 信用保証業務	その他	合計
従業員数（人）	1,229 [ 351 ]	31 [ - ]	75 [ 79 ]	1,335 [ 430 ]

(注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員432人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数（人）	1,229 [ 351 ]
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は、嘱託および臨時従業員353人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合は、中京銀行従業員組合と称し、組合員数は840人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ・業績

当中間連結会計期間における国内経済は、輸出が再び増加したことに加え、企業収益の改善が設備投資の堅調な伸びに繋がったことにより、景気回復が続きました。また、雇用や所得環境の改善により、個人消費にも明るさが増しました。

一方、金融政策については量的金融緩和が継続しているものの、景気回復の足取りが確実さを増す中、日本銀行の景気判断も「景気回復の踊り場局面」から「回復を続けている」へ変化してきました。こうした景気判断の変化を受け、10年物国債利回りは、海外投資家からの強い債券需要を背景にいったん1.1%程度まで低下したものの、景気回復が確実性を増す中、7月頃からは上昇基調に転じ、1.5%程度まで上昇しました。

このような経済金融情勢の下、当行および当行グループは平成17年4月から「サービス業の原点への回帰」を基本方針とした第13次長期経営計画（“ひたむき中京”計画）をスタートさせ、「顧客接点の拡大」「顧客好感度の向上」「顧客相談力の向上」に向けたさまざまな施策を展開し、収益力の向上と財務体質の強化に努めてまいりました。

こうした取組みの結果、当行および当行グループの業績は次のとおりとなりました。

資産合計は、前連結会計年度末比240億円増加し1兆6,121億円、うち貸出金は、前連結会計年度末比32億円減少し1兆1,472億円、負債合計は前連結会計年度末比185億円増加し1兆5,223億円、うち預金は前連結会計年度末比173億円増加し1兆4,520億円、資本の部合計は前連結会計年度末比54億円増加し891億円となりました。

経常収益は前中間連結会計期間末比3億10百万円減少し185億26百万円、経常費用は前中間連結会計期間末比5億80百万円減少し140億43百万円となりました。その結果経常利益は、前中間連結会計期間末比2億71百万円増加し、44億83百万円となりました。一方、中間純利益については、固定資産の減損会計基準の適用により、固定資産の減損損失を特別損失に計上したことから、前中間連結会計期間末比3億14百万円減少し、22億円となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結キャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主な要因として190億28百万円の収入となりました。一方、投資活動によるキャッシュ・フローは、主として国債や外国証券の取得により49億44百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済や期末配当の支払いなどにより36億85百万円の支出となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比103億97百万円増加し、691億69百万円となりました。

## (1) 国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収支は前中間連結会計期間比127百万円減少し、13,742百万円の利益計上となりました。役員取引等収支は前中間連結会計期間比13百万円減少し、1,642百万円の利益計上となりました。また、その他業務収支は前中間連結会計期間比532百万円減少し、191百万円の損失計上となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	13,077	797	6	13,869
	当中間連結会計期間	12,743	1,004	6	13,742
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	13,617	920	13	14,524
	当中間連結会計期間	13,280	1,237	8	14,509
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	539	122	7	654
	当中間連結会計期間	537	232	2	767
役員取引等収支	前中間連結会計期間	1,586	68	-	1,655
	当中間連結会計期間	1,570	72	0	1,642
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	2,659	81	223	2,517
	当中間連結会計期間	2,636	89	227	2,498
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	1,072	13	223	862
	当中間連結会計期間	1,066	16	227	856
その他業務収支	前中間連結会計期間	841	192	308	341
	当中間連結会計期間	331	212	310	191
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	843	13	308	548
	当中間連結会計期間	548	-	310	238
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1	205	-	207
	当中間連結会計期間	217	212	-	429

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」欄の計数は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

(以下において同じであります。)

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

## 国内業務部門

## (業績説明)

国内業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券の増加を主な要因として前中間連結会計期間比23,001百万円増加し、1,357,514百万円となりました。一方、運用資産に係る受取利息は貸出金利回りの低下を主な要因として前中間連結会計期間比337百万円減少し、13,280百万円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の増加を主な要因として前中間連結会計期間比15,797百万円増加し、1,406,840百万円となりました。一方、資金調達に係る支払利息はほぼ横這いの537百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,334,513	13,617	2.03
	当中間連結会計期間	1,357,514	13,280	1.93
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,122,087	12,162	2.15
	当中間連結会計期間	1,125,847	11,657	2.05
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	525	3	1.24
	当中間連結会計期間	582	3	1.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	206,912	1,451	1.40
	当中間連結会計期間	225,684	1,619	1.42
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	874	0	0.00
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	4,113	0	0.00
	当中間連結会計期間	5,400	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,391,043	539	0.06
	当中間連結会計期間	1,406,840	537	0.06
うち預金	前中間連結会計期間	1,372,976	315	0.04
	当中間連結会計期間	1,384,336	300	0.04
うち借入金	前中間連結会計期間	16,977	173	2.03
	当中間連結会計期間	11,474	90	1.56

(注) 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

国際業務部門

(業績説明)

国際業務部門の資金運用勘定平均残高は、有価証券の増加を主な要因として前中間連結会計期間比15,592百万円増加し、95,539百万円となりました。また、運用資産に係る受取利息も有価証券残高の増加にともない、前中間連結会計期間比317百万円増加し、1,237百万円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金の増加を主な要因として前中間連結会計期間比1,421百万円増加し、18,057百万円となりました。また、資金調達に係る支払利息も預金利回りの上昇を主な要因として前中間連結会計期間比110百万円増加し、232百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	79,947	920	2.29
	当中間連結会計期間	95,539	1,237	2.57
うち貸出金	前中間連結会計期間	262	3	2.33
	当中間連結会計期間	67	1	4.83
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち有価証券	前中間連結会計期間	72,516	854	2.33
	当中間連結会計期間	88,204	1,113	2.51
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,853	11	1.20
	当中間連結会計期間	1,700	25	3.03
うち預け金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
資金調達勘定	前中間連結会計期間	16,636	122	1.46
	当中間連結会計期間	18,057	232	2.55
うち預金	前中間連結会計期間	16,602	102	1.22
	当中間連結会計期間	18,016	232	2.57
うち借入金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-

(注) 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。



## 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,414,460	6,303	1,408,157	14,537	13	14,524	2.05
	当中間連結会計期間	1,453,054	7,703	1,445,351	14,518	8	14,509	1.99
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,122,350	1,872	1,120,477	12,165	7	12,158	2.15
	当中間連結会計期間	1,125,914	2,175	1,123,739	11,658	2	11,656	2.05
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	525	-	525	3	-	3	1.24
	当中間連結会計期間	582	-	582	3	-	3	1.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	279,428	1,444	277,984	2,305	6	2,299	1.64
	当中間連結会計期間	313,889	1,365	312,524	2,733	6	2,727	1.74
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	2,727	-	2,727	11	-	11	0.82
	当中間連結会計期間	1,700	-	1,700	25	-	25	3.03
うち預け金	前中間連結会計期間	4,113	2,986	1,127	0	0	0	0.04
	当中間連結会計期間	5,400	4,162	1,237	0	0	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,407,679	4,859	1,402,820	662	7	654	0.08
	当中間連結会計期間	1,424,897	6,337	1,418,559	770	2	767	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	1,389,578	2,986	1,386,592	417	0	417	0.06
	当中間連結会計期間	1,402,352	4,162	1,398,189	533	0	533	0.06
うち借入金	前中間連結会計期間	16,977	1,872	15,105	173	7	166	2.19
	当中間連結会計期間	11,474	2,175	9,298	90	2	87	1.87

## (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、預金・貸出業務の手数料減少を主な要因として前中間連結会計期間比19百万円減少し、2,498百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比6百万円減少し、856百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	2,659	81	223	2,517
	当中間連結会計期間	2,636	89	227	2,498
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,087	-	19	1,068
	当中間連結会計期間	1,006	-	18	987
うち為替業務	前中間連結会計期間	963	79	6	1,035
	当中間連結会計期間	930	87	6	1,011
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	219	-	-	219
	当中間連結会計期間	302	-	-	302
うち代理業務	前中間連結会計期間	154	-	-	154
	当中間連結会計期間	156	-	-	156
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3	-	-	3
	当中間連結会計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前中間連結会計期間	231	2	197	36
	当中間連結会計期間	237	1	201	37
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,072	13	223	862
	当中間連結会計期間	1,066	16	227	856
うち為替業務	前中間連結会計期間	203	12	6	209
	当中間連結会計期間	198	16	6	207

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況  
 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,425,077	15,780	4,103	1,436,754
	当中間連結会計期間	1,439,890	16,036	3,906	1,452,020
うち流動性預金	前中間連結会計期間	659,378	-	3,953	655,424
	当中間連結会計期間	699,602	-	3,756	695,845
うち定期性預金	前中間連結会計期間	753,281	-	150	753,131
	当中間連結会計期間	726,696	-	150	726,546
うちその他	前中間連結会計期間	12,418	15,780	-	28,198
	当中間連結会計期間	13,592	16,036	-	29,628
総合計	前中間連結会計期間	1,425,077	15,780	4,103	1,436,754
	当中間連結会計期間	1,439,890	16,036	3,906	1,452,020

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成16年9月30日		平成17年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,137,962	100.00	1,147,229	100.00
製造業	158,535	13.93	152,606	13.30
農業	1,686	0.15	1,852	0.16
林業	674	0.06	718	0.06
漁業	3,333	0.29	3,090	0.27
鉱業	339	0.03	491	0.04
建設業	103,565	9.10	102,914	8.97
電気・ガス・熱供給・水道業	870	0.08	754	0.07
情報通信業	8,709	0.77	6,016	0.52
運輸業	36,651	3.22	40,182	3.50
卸売・小売業	188,782	16.59	189,497	16.52
金融・保険業	51,066	4.49	47,326	4.13
不動産業	120,083	10.55	140,288	12.23
各種サービス業	147,915	13.00	141,197	12.31
地方公共団体	6,723	0.59	7,617	0.66
その他	309,023	27.15	312,675	27.26
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,137,962	-	1,147,229	-

(注) 「国内」とは、当行および連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項なし

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	80,049	-	-	80,049
	当中間連結会計期間	92,344	-	-	92,344
地方債	前中間連結会計期間	16,975	-	-	16,975
	当中間連結会計期間	20,740	-	-	20,740
社債	前中間連結会計期間	74,948	-	-	74,948
	当中間連結会計期間	79,460	-	-	79,460
株式	前中間連結会計期間	42,005	-	1,439	40,565
	当中間連結会計期間	55,026	-	1,339	53,687
その他の証券	前中間連結会計期間	12,690	83,811	-	96,501
	当中間連結会計期間	21,059	86,240	-	107,300
合計	前中間連結会計期間	226,669	83,811	1,439	309,041
	当中間連結会計期間	268,631	86,240	1,339	353,532

(注) 「その他の証券」には、外国債券および外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

( 単体情報 )

( 参考 )

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益の概要 ( 単体 )

	前中間会計期間 ( 百万円 ) ( A )	当中間会計期間 ( 百万円 ) ( B )	増減 ( 百万円 ) ( B ) - ( A )
業務粗利益	15,000	14,333	667
経費 ( 除く臨時処理分 )	10,194	10,206	12
人件費	5,739	5,731	8
物件費	3,830	3,844	14
税金	624	630	6
業務純益 ( 一般貸倒引当金繰入前 )	4,805	4,126	679
一般貸倒引当金繰入額	2,004	1,260	744
業務純益	6,810	5,387	1,423
うち債券関係損益	194	169	363
臨時損益	2,762	1,168	1,594
株式関係損益	798	897	99
不良債権処理損失	3,227	1,697	1,530
貸出金償却	-	1	1
個別貸倒引当金繰入額	3,128	1,673	1,455
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-	-
その他の債権売却損等	99	22	77
その他臨時損益	332	369	37
経常利益	4,047	4,218	171
特別損益	306	860	554
うち動産不動産処分損益	307	51	256
税引前中間純利益	3,740	3,357	383
法人税、住民税及び事業税	23	305	282
法人税等調整額	1,261	993	268
中間純利益	2,456	2,058	398

( 注 ) 1 . 業務粗利益 = ( 資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用 ) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 . 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 ( 除く臨時処理分 ) - 一般貸倒引当金繰入額

3 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用および退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.92	1.80	0.12
（イ）貸出金利回	2.12	2.00	0.12
（ロ）有価証券利回	1.40	1.43	0.03
(2) 資金調達原価	1.51	1.49	0.02
（イ）預金等利回	0.04	0.04	0.00
（ロ）外部負債利回	2.33	1.97	0.36
(3) 総資金利鞘	0.41	0.31	0.10

（注）1. 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	12.26	9.56	2.70
業務純益ベース	17.38	12.48	4.90
中間純利益ベース	6.26	4.76	1.50

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	1,440,857	1,455,927	15,070
預金（平残）	1,389,578	1,402,352	12,774
貸出金（未残）	1,137,358	1,144,471	7,113
貸出金（平残）	1,118,795	1,121,321	2,526

### (2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	1,031,473	1,038,317	6,844
法人	409,384	417,609	8,225
合計	1,440,857	1,455,927	15,070

## (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	329,219	336,076	6,857
住宅ローン残高	294,335	306,514	12,179
その他ローン残高	34,884	29,562	5,322

## (4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	961,500	972,213	10,713
総貸出金残高	百万円	1,137,358	1,144,471	7,113
中小企業等貸出金比率	/ %	84.54	84.95	0.41
中小企業等貸出先件数	件	66,159	61,405	4,754
総貸出先件数	件	66,450	61,706	4,744
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.56	99.51	0.05

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

## 5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

## 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	635	2,690	668	2,935
保証	2,455	23,498	2,061	22,304
計	3,090	26,189	2,729	25,239

[次へ](#)



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55条。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	31,844	31,844
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	23,184	23,184
	利益剰余金	5,667	9,068
	連結子会社の少数株主持分	651	700
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	その他有価証券の評価差損( )	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式( )	123	140
	為替換算調整勘定	-	-
	営業権相当額( )	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額( )	-	-
	連結調整勘定相当額( )	-	-
	計 (A)	61,224	64,656
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,491	4,394
	一般貸倒引当金	5,559	3,656
	負債性資本調達手段等	4,100	10,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	4,100	10,000
	計	14,150	18,051
	うち自己資本への算入額 (B)	14,150	18,051
控除項目	控除項目(注4) (C)	697	1,032
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	74,677	81,675
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	869,430	907,197
	オフ・バランス取引項目	20,046	21,674
	計 (E)	889,477	928,871
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		8.39	8.79

- (注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	31,844	31,844
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	23,184	23,184
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	358	617
	任意積立金	2,000	5,500
	中間未処分利益	3,167	2,598
	その他	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	116	134
	営業権相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	計 (A)	60,438	63,610
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	4,491	4,394
	一般貸倒引当金	5,535	3,597
	負債性資本調達手段等	4,100	10,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	4,100	10,000
	計	14,126	17,992
	うち自己資本への算入額 (B)	14,126	17,992
控除項目	控除項目（注4） (C)	682	1,017
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	73,882	80,584
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	865,637	901,527
	オフ・バランス取引項目	20,046	21,674
	計 (E)	885,684	923,201
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（%）		8.34	8.72

- (注) 1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	22,688	21,008
危険債権	38,204	27,653
要管理債権	11,243	8,273
正常債権	1,092,542	1,115,345

## 2【生産、受注および販売の状況】

「生産、受注および販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

企業収益の改善を受け、景気回復が鮮明になってきてはいるものの、企業の資金需要は弱く、金利も低水準に止まっています。また、私ども金融界では、財務体質の改善に目途をつけ、より積極的な経営に転換する金融機関が増えてきたことにより、これまで以上に競争は激しくなっています。

こうした中、お客さまのニーズは従来からの「経営の健全性」や「利便性の向上」ととどまらず、「個人情報の保護強化」「取引の安全性の確保」など、多様化・高度化しております。

当行では、こうした経営課題やお客さまのニーズへの対応を図るため、第13次長期経営計画で掲げたさまざまな施策を着実に実施し、「サービス業の原点への回帰」の基本方針のもと、これまで以上にお客さまのニーズを重視した経営を確立し、収益力を強化してまいります。

また、同時にリスク管理の高度化、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの向上などの取組みを通じ、経営力を強化し、お客さまからの信頼の確保にも努めてまいります。

これらの取組みを通じ、第13次長期経営計画の経営目標である「地域での存在感の向上」と「地域金融機関としての企業価値向上」を進めてまいります。

## 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間においては、該当する経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

当中間連結会計期間においては、該当する研究開発活動はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	470,000,000
優先株式	30,000,000
計	500,000,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年11月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	217,459,581	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら 限定のない 当行における 標準となる株 式
計	217,459,581	同左	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

#### (3)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	-	217,459	-	31,844,483	-	23,184,621

## (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社UFJ銀行	名古屋市中区錦3丁目21番24号	85,343	39.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,025	4.15
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	5,806	2.66
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区九段南1丁目3番1号	5,806	2.66
中京銀行従業員持株会	名古屋市中区栄3丁目33番13号	4,817	2.21
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	4,700	2.16
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	4,483	2.06
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,929	1.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,792	1.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,411	1.56
計	-	131,113	60.29

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 319,000 (相互保有株式) 普通株式 22,000	-	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 214,847,000	214,847	同上
単元未満株式	普通株式 2,271,581	-	同上
発行済株式総数	217,459,581	-	-
総株主の議決権	-	214,847	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が2個含まれております。



## 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社中京銀行	名古屋市中区栄3丁目33番13号	319,000	-	319,000	0.14
(相互保有株式) 株式会社中京カード	名古屋市東区代官町20番5号	22,000	-	22,000	0.01
計	-	341,000	-	341,000	0.15

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	406	376	383	376	371	409
最低(円)	348	350	356	359	342	355

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

### (1) 新任役員

該当ありません。

### (2) 退任役員

該当ありません。

### (3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則および銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）および当中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間（自平成16年4月1日 至平成16年9月30日）および当中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		97,511	6.16	70,300	4.36	59,671	3.76
コールローン及び買入手形		1,247	0.08	305	0.02	3,253	0.20
買入金銭債権		-	-	548	0.03	74	0.00
商品有価証券		471	0.03	474	0.03	435	0.03
有価証券	1,7	309,041	19.53	353,532	21.93	337,484	21.25
貸出金	2,3, 4,5, 6,8	1,137,962	71.91	1,147,229	71.16	1,150,478	72.44
外国為替	6	4,246	0.27	5,834	0.36	4,806	0.30
その他資産		12,411	0.78	10,673	0.66	11,231	0.71
動産不動産	7,9, 10	24,840	1.57	23,559	1.46	24,571	1.55
繰延税金資産		1,104	0.07	1,198	0.07	1,080	0.07
支払承諾見返		26,485	1.67	25,239	1.57	24,776	1.56
貸倒引当金		32,785	2.07	26,708	1.65	29,759	1.87
資産の部合計		1,582,536	100.00	1,612,186	100.00	1,588,104	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	1,436,754	90.79	1,452,020	90.07	1,434,693	90.34
借入金	11	14,910	0.94	8,900	0.55	11,910	0.75
外国為替		61	0.00	27	0.00	43	0.00
社債	12	-	-	10,000	0.62	10,000	0.63
その他負債		18,888	1.20	12,027	0.74	11,853	0.75
賞与引当金		908	0.06	938	0.06	885	0.06
退職給付引当金		1,132	0.07	1,246	0.08	1,179	0.07
繰延税金負債		22	0.00	7,608	0.47	3,954	0.25
再評価に係る繰延税金負債	9	4,518	0.29	4,358	0.27	4,472	0.28
支払承諾		26,485	1.67	25,239	1.57	24,776	1.56
負債の部合計		1,503,682	95.02	1,522,365	94.43	1,503,768	94.69
(少数株主持分)							
少数株主持分		652	0.04	702	0.04	670	0.04
(資本の部)							
資本金		31,844	2.01	31,844	1.97	31,844	2.01
資本剰余金		23,184	1.47	23,184	1.44	23,184	1.46
利益剰余金		6,210	0.39	9,611	0.60	7,994	0.50
土地再評価差額金	9	5,462	0.35	5,406	0.34	5,391	0.34
その他有価証券評価差額金		11,624	0.73	19,211	1.19	15,381	0.97
自己株式		123	0.01	140	0.01	131	0.01
資本の部合計		78,202	4.94	89,118	5.53	83,665	5.27
負債、少数株主持分及び資本 の部合計		1,582,536	100.00	1,612,186	100.00	1,588,104	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		18,836	100.00	18,526	100.00	37,779	100.00
資金運用収益		14,524		14,509		28,905	
(うち貸出金利息)		(12,158)		(11,656)		(23,937)	
(うち有価証券利息配当金)		(2,303)		(2,730)		(4,816)	
役務取引等収益		2,517		2,498		5,202	
その他業務収益		548		238		766	
その他経常収益		1,245		1,280		2,905	
経常費用		14,623	77.64	14,043	75.80	29,169	77.21
資金調達費用		654		767		1,330	
(うち預金利息)		(417)		(533)		(867)	
役務取引等費用		862		856		1,702	
その他業務費用		207		429		391	
営業経費		10,655		10,694		20,788	
その他経常費用	1	2,243		1,295		4,956	
経常利益		4,212	22.36	4,483	24.20	8,609	22.79
特別利益		5	0.03	22	0.12	13	0.03
特別損失	2	307	1.63	879	4.75	534	1.41
税金等調整前中間(当期)純利益		3,910	20.76	3,626	19.57	8,088	21.41
法人税、住民税及び事業税		161	0.86	473	2.55	610	1.62
法人税等調整額		1,217	6.46	920	4.97	2,670	7.07
少数株主利益		16	0.09	31	0.17	34	0.09
中間(当期)純利益		2,514	13.35	2,200	11.88	4,773	12.63

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		23,184	23,184	23,184
資本剰余金中間期末(期 末)残高		23,184	23,184	23,184
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		4,253	7,994	4,253
利益剰余金増加高		2,610	2,200	4,939
中間(当期)純利益		2,514	2,200	4,773
土地再評価差額金取崩額		95	-	166
利益剰余金減少高		653	584	1,198
配当金		651	542	1,194
役員賞与		-	25	-
自己株式処分差損		2	0	4
土地再評価差額金取崩額		-	15	-
利益剰余金中間期末(期 末)残高		6,210	9,611	7,994

## 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間(当 期)純利益		3,910	3,626	8,088
減価償却費		302	288	610
減損損失		-	827	-
持分法による投資損益 ( )		9	45	57
社債発行費		-	-	62
貸倒引当金の増減 ( )額		4,044	3,051	7,070
賞与引当金の増減 ( )額		69	52	45
退職給付引当金の増減 ( )額		2,673	67	2,626
前払年金費用の純増 ( )減		482	30	400
資金運用収益		14,524	14,509	28,905
資金調達費用		654	767	1,330
有価証券関係損益( )		992	727	1,865
為替差損益( )		1,264	1,242	114
動産不動産処分損益 ( )		307	51	534
貸出金の純増( )減		22,398	3,248	9,881
預金の純増減( )		7,330	17,326	9,391
借入金(劣後特約付借 入金を除く)の純増減 ( )		390	10	390
預け金(日銀預け金を 除く)の純増( )減		56	231	13
コールローン等の純増 ( )減		2,580	2,947	574
買入金銭債権の純増 ( )減		-	474	74
外国為替(資産)の純 増( )減		720	1,027	1,280

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
外国為替(負債)の純 増減( )		41	16	24
その他資産の純増 ( )減		279	322	969
その他負債の純増減 ( )		467	1,034	1,355
未払確定拠出年金移行 掛金の純増減( )		2,305	809	2,253
資金運用による収入		12,201	11,770	24,060
資金調達による支出		535	580	1,148
役員賞与		-	25	-
小計		12,493	19,608	6,230
法人税等の支払額		204	579	446
営業活動によるキャッ シュ・フロー		12,288	19,028	6,676
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有価証券の取得による 支出		30,709	29,624	83,121
有価証券の売却による 収入		4,766	14,023	15,866
有価証券の償還による 収入		16,215	7,757	30,736
投資活動としての資金 運用による収入		2,558	3,042	5,053
動産不動産の取得によ る支出		146	221	414
動産不動産の売却等によ る収入		149	65	151
その他資産の増加によ る支出		43	-	575
その他資産の減少によ る収入		-	10	-
投資活動によるキャッ シュ・フロー		7,209	4,944	32,303



		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャ ッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返 済による支出		-	3,000	3,000
劣後特約付社債の発行 による収入		-	-	9,937
財務活動としての資金 調達による支出		134	132	232
配当金支払額		651	542	1,194
少数株主への配当金支 払額		1	1	1
自己株式の取得による 支出		15	12	38
自己株式の売却による 収入		13	3	26
財務活動によるキャッ ッシュ・フロー		789	3,685	5,496
現金及び現金同等物に 係る換算差額		0	1	3
現金及び現金同等物の 増減( )額		4,288	10,397	33,481
現金及び現金同等物の 期首残高		92,253	58,772	92,253
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		96,541	69,169	58,772

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 5社 会社名 中京ビジネスサービス(株) (株)中京カード たから不動産(株) キキョウサービス(株) 中京ファイナンス(株) (2) 非連結子会社 なし	(1) 連結子会社 同左 (2) 非連結子会社 同左	(1) 連結子会社 同左 (2) 非連結子会社 同左
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 なし (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 中京総合リース(株) (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし (4) 持分法非適用の関連会社 なし	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同左 (4) 持分法非適用の関連会社 同左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は全て9月末日であります。	同左	連結子会社の決算日は全て3月末日であります。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準および評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部資本直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準 および評価方法 デリバティブ取引の評価は、 時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準 および評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準 および評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年 4月 1 日以後に取得した建物(建物 附属設備を除く)については 定額法)を採用し、年間減価 償却費見積額を期間により按 分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物 7年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の動産不動産に ついては、主として定額法に より償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアに ついては、将来の収益獲得又 は費用削減が確実と認められ ないため、支出時に費用処理 しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左  ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年 4月 1 日以後に取得した建物(建物 附属設備を除く)については 定額法)を採用してしま す。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建物 7年～50年 動産 3年～20年 連結子会社の動産不動産に ついては、主として定額法に より償却しております。  ソフトウェア 同左
	(5) 繰延資産の処理方法	(5) 繰延資産の処理方法	(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額 費用として処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準によ り、次のとおり計上されていま す。 「銀行等金融機関の資産の自 己査定に係る内部統制の検証並 びに貸倒償却及び貸倒引当金の 監査に関する実務指針」(日本 公認会計士協会銀行等監査特別 委員会報告第4号)に規定する 正常先債権および要注意先債権 に相当する債権については、一 定の種類毎に分類し、過去の一 定期間における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基 づき引当てております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準によ り、次のとおり計上されていま す。 「銀行等金融機関の資産の自 己査定に係る内部統制の検証並 びに貸倒償却及び貸倒引当金の 監査に関する実務指針」(日本 公認会計士協会銀行等監査特別 委員会報告第4号)に規定する 正常先債権および要注意先債権 に相当する債権については、一 定の種類毎に分類し、過去の一 定期間における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基 づき引当てております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定 めている償却・引当基準によ り、次のとおり計上されていま す。 「銀行等金融機関の資産の自 己査定に係る内部統制の検証並 びに貸倒償却及び貸倒引当金の 監査に関する実務指針」(日本 公認会計士協会銀行等監査特別 委員会報告第4号)に規定する 正常先債権および要注意先債権 に相当する債権については、一 定の種類毎に分類し、過去の一 定期間における各々の貸倒実績 から算出した貸倒実績率等に基 づき引当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てる方法(キャッシュ・フロー見積法)によっております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>	<p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月に税制適格退職年金制度を廃止し、厚生年金基金加算部分の減額および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴い、前連結会計年度において終了損失の額を退職給付費用（特別損失）として処理し、会計基準変更時差異については、終了部分に対応する未処理額を一括償却しております。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しており、当中間連結会計期間末の未処理額は2,369百万円であります。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理してあり、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月に税制適格退職年金制度を廃止し、厚生年金基金加算部分の減額および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴い、前連結会計年度において終了損失の額を退職給付費用（特別損失）として処理し、会計基準変更時差異については、終了部分に対応する未処理額を一括償却しております。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しており、当連結会計年度末の未処理額は2,257百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 当行および連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ            当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ            同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ            同左</p>
	<p>(12) 消費税等の会計処理            当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。            ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理            同左</p>	<p>(12) 消費税等の会計処理            当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。            ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これにより税金等調整前中間純利益は826百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	<p>従来、投資事業有限責任組合ならびに民法上の組合および匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間からこれらの損益の発生源泉に応じ「有価証券利息配当金」若しくは「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しております。</p>



追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」および「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」および「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

( 中間連結貸借対照表関係 )

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式727百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,554百万円、延滞債権額は49,171百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,192百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,050百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は70,968百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式827百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,126百万円、延滞債権額は41,852百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は254百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,232百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は56,465百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式776百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,848百万円、延滞債権額は46,025百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は525百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,560百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は64,960百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																		
<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,868百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,890百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,711百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券54,808百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は522百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は180,617百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが143,683百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	5,890百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,711百万円	<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,018百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,081百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,498百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券45,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は497百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は196,631百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,418百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	8,081百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,498百万円	<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,897百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,157百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,056百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券56,371百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は502百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は199,855百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが164,238百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	8,157百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,056百万円
有価証券	5,890百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,711百万円																			
有価証券	8,081百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,498百万円																			
有価証券	8,157百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,056百万円																			

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 16,219百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,500百万円が含まれております。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,441百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,898百万円</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,527百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,500百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>

( 中間連結損益計算書関係 )

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)								
<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,422百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額611百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>2. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="507 461 920 678"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件</td> <td>土地建物 動産</td> <td>795 32</td> <td>愛知県 名古屋市 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>当行は、営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>当行は、平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(821百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	795 32	愛知県 名古屋市 他	<p>1. その他の経常費用には、貸出金償却78百万円および株式等償却142百万円を含んでおります。</p>
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所							
営業用店舗 9か店・ 遊休資産 1物件	土地建物 動産	795 32	愛知県 名古屋市 他							

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。</p>	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																		
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成16年9月30日現在</p> <table data-bbox="76 884 502 1001"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>97,511百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>969百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>96,541百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	97,511百万円	日本銀行以外への預け金	969百万円	現金及び現金同等物	96,541百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成17年9月30日現在</p> <table data-bbox="502 884 928 1001"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>70,300百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>1,130百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>69,169百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	70,300百万円	日本銀行以外への預け金	1,130百万円	現金及び現金同等物	69,169百万円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成17年3月31日現在</p> <table data-bbox="928 884 1353 1001"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>59,671百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>899百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>58,772百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	59,671百万円	日本銀行以外への預け金	899百万円	現金及び現金同等物	58,772百万円
現金預け金勘定	97,511百万円																			
日本銀行以外への預け金	969百万円																			
現金及び現金同等物	96,541百万円																			
現金預け金勘定	70,300百万円																			
日本銀行以外への預け金	1,130百万円																			
現金及び現金同等物	69,169百万円																			
現金預け金勘定	59,671百万円																			
日本銀行以外への預け金	899百万円																			
現金及び現金同等物	58,772百万円																			

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																																																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>3,635百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>995百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>2,640百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当中間連結会計期間から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>486百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,213百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,700百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当中間連結会計期間から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> <li>減価償却費相当額</li> <li>支払利息相当額</li> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	3,635百万円	減価償却累計額相当額		動産	995百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	2,640百万円	1年内	486百万円	1年超	2,213百万円	合計	2,700百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>4,000百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>1,193百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>2,807百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>514百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,415百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,929百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> <li>減価償却費相当額</li> <li>支払利息相当額</li> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	4,000百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,193百万円	中間連結会計期間末残高相当額		動産	2,807百万円	1年内	514百万円	1年超	2,415百万円	合計	2,929百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および連結会計年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>4,120百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>1,051百万円</td> </tr> <tr> <td>連結会計年度末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>3,068百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産の連結会計年度末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当連結会計年度から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料連結会計年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>540百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,637百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,177百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、未経過リース料連結会計年度末残高相当額は、未経過リース料連結会計年度末残高が有形固定資産の連結会計年度末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当連結会計年度から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> <li>減価償却費相当額</li> <li>支払利息相当額</li> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	4,120百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,051百万円	連結会計年度末残高相当額		動産	3,068百万円	1年内	540百万円	1年超	2,637百万円	合計	3,177百万円
取得価額相当額																																																								
動産	3,635百万円																																																							
減価償却累計額相当額																																																								
動産	995百万円																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																								
動産	2,640百万円																																																							
1年内	486百万円																																																							
1年超	2,213百万円																																																							
合計	2,700百万円																																																							
取得価額相当額																																																								
動産	4,000百万円																																																							
減価償却累計額相当額																																																								
動産	1,193百万円																																																							
中間連結会計期間末残高相当額																																																								
動産	2,807百万円																																																							
1年内	514百万円																																																							
1年超	2,415百万円																																																							
合計	2,929百万円																																																							
取得価額相当額																																																								
動産	4,120百万円																																																							
減価償却累計額相当額																																																								
動産	1,051百万円																																																							
連結会計年度末残高相当額																																																								
動産	3,068百万円																																																							
1年内	540百万円																																																							
1年超	2,637百万円																																																							
合計	3,177百万円																																																							

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表および連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の出資金を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	21,297	36,386	15,088	15,214	126
債券	162,240	165,276	3,035	3,359	323
国債	78,748	80,049	1,301	1,365	63
地方債	16,721	16,975	254	373	119
社債	66,771	68,250	1,479	1,620	141
その他	95,959	97,056	1,097	2,558	1,461
合計	279,497	298,718	19,220	21,131	1,910

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間中において損失として処理しております。

なお、当中間連結会計期間末においては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののうち、当該時価が取得原価まで回復すると認められたものはありません。

当中間連結会計期間末の時価のあるその他有価証券に係る減損額は、2百万円であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,451
非上場債券	6,697



当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	21,272	49,027	27,754	27,774	20
債券	182,262	184,461	2,199	2,708	508
国債	91,548	92,344	796	1,043	246
地方債	20,506	20,740	233	344	110
社債	70,207	71,377	1,169	1,320	150
その他	105,547	107,302	1,754	3,471	1,716
合計	309,082	340,791	31,708	33,954	2,245

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理することとしておりますが、当中間連結会計期間末においては30%以上下落したものはありません。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は52百万円(費用)であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,831
非上場債券	8,082

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成17年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	435	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	21,247	42,105	20,858	20,926	68
債券	175,991	180,067	4,076	4,188	112
国債	91,422	93,228	1,805	1,808	3
地方債	18,208	18,630	421	483	61
社債	66,360	68,208	1,848	1,897	48
その他	102,895	103,419	523	2,514	1,990
合計	300,134	325,592	25,458	27,629	2,171

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行および連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度中において損失として処理しております。

なお、当連結会計年度末においては、時価が取得原価に比べて30%以上下落したもののうち、当該時価が取得原価まで回復すると認めたものはありません。

当連結会計年度末の時価のあるその他有価証券に係る減損額は、2百万円であります。

4. 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は24百万円(収益)であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	15,749	2,298	306

6. 時価のない有価証券の主な内容および連結貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	3,828
非上場債券	7,287

7. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成17年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	7,227	89,806	70,417	19,903
国債	573	41,348	31,403	19,903
地方債	32	6,751	11,846	-
社債	6,622	41,707	27,167	-
その他	1,113	17,999	41,633	20,776
合計	8,341	107,805	112,051	40,680

[次へ](#)

( 金銭の信託関係 )

前中間連結会計期間

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成16年 9 月30日現在 )  
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的および満期保有目的以外 ) ( 平成16年 9 月30日現在 )  
該当ありません。

当中間連結会計期間

- 1 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成17年 9 月30日現在 )  
該当ありません。
- 2 . その他の金銭の信託 ( 運用目的および満期保有目的以外 ) ( 平成17年 9 月30日現在 )  
該当ありません。

前連結会計年度

- 1 . 運用目的の金銭の信託 ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。
- 2 . 満期保有目的の金銭の信託 ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。
- 3 . その他の金銭の信託 ( 運用目的および満期保有目的以外 ) ( 平成17年 3 月31日現在 )  
該当ありません。

( その他有価証券評価差額金 )

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 ( 平成16年 9 月30日現在 )

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 ( 百万円 )
評価差額	19,220
その他有価証券	19,220
その他の金銭の信託	-
( + ) 繰延税金資産 ( 又は ( ) 繰延税金負債 )	7,600
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	11,620
( ) 少数株主持分相当額	0
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+ 4
その他有価証券評価差額金	11,624

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 ( 平成17年 9 月30日現在 )

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 ( 百万円 )
評価差額	31,761
その他有価証券	31,761
その他の金銭の信託	-
( + ) 繰延税金資産 ( 又は ( ) 繰延税金負債 )	12,559
その他有価証券評価差額金 ( 持分相当額調整前 )	19,202
( ) 少数株主持分相当額	2
( + ) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+ 12
その他有価証券評価差額金	19,211

( 注 ) 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額52百万円 ( 費用 ) を除いております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成17年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	25,433
その他有価証券	25,433
その他の金銭の信託	-
（+）繰延税金資産（又は（ ）繰延税金負債）	10,056
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	15,376
（ ）少数株主持分相当額	0
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	+5
その他有価証券評価差額金	15,381

（注）評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額24百万円(収益)を除いております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、記載対象としておりません。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	21,918	286	286
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		286	286

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)において、該当する取引はありません。

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引

当中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、記載対象としておりません。

(2) 通貨関連取引（平成17年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	26,161	823	823
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		823	823

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

当中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）において、該当する取引はありません。



前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当企業集団の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引・通貨オプション取引、金利関連では、金利スワップ取引・金利オプション取引、有価証券関連では債券オプション取引・債券先物取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

当企業集団のデリバティブ取引は、通常の業務より生ずる資産・負債に係る金利変動などの市場リスクを回避・軽減する目的のヘッジ取引が主体であります。

(3) 取引の利用目的

当企業集団は、主として、固定金利資産の金利上昇リスクの回避および外貨建資産・負債に係る為替相場の変動リスクの回避を目的とした金利・通貨関連デリバティブ等を利用しております。また、取引額を限定し、市場の短期的な変動を利用した自己勘定によるトレーディング取引も行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

当企業集団が利用しているデリバティブ取引の大部分は、資産・負債に係る市場リスクを回避・軽減するものであり、市場リスクは限定されております。さらに当企業集団は、信用度の高い金融機関に限定し、かつ、取引額に上限を定めて行っており、信用リスクは限定されております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当企業集団が行うデリバティブ取引に係るリスク管理の基本方針は、経営陣および所管部署等で構成されるALM委員会のもとで検討・策定されております。また、資産・負債に係るヘッジ取引については、個別に管理方針・管理方法を定めております。トレーディング取引については、取引限度額・損失限度額・報告体制等を社内規程で詳細に定めております。

(6) 定量的情報の補足説明

特にありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ 受取変動・支払 固定	22	-	0	0
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成17年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	26,772	-	477	477
	買建	7,875	-	154	154
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			323	323

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等および外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

当連結会計年度末（平成17年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

当連結会計年度末（平成17年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

当連結会計年度末（平成17年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当連結会計年度末（平成17年3月31日現在）において、該当する取引はありません。

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード業務、信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、全セグメントの所在地は国内のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度において、国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

( 1株当たり情報 )

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	360.08	410.44	385.16
1株当たり中間(当期)純利益	円	11.57	10.13	21.86
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	-	-	-

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	2,514	2,200	4,773
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	25
うち利益処分による役員賞与金	百万円	-	-	25
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	2,514	2,200	4,747
普通株式の期中平均株式数	千株	217,177	217,141	217,170

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項なし

(2)【その他】

該当事項なし

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		97,212	6.16	70,001	4.36	59,372	3.75
コールローン		1,247	0.08	305	0.02	3,253	0.21
買入金銭債権		-	-	548	0.04	74	0.00
商品有価証券		471	0.03	474	0.03	435	0.03
有価証券	1,8	309,692	19.63	354,050	22.04	338,079	21.35
貸出金	2,3, 4,5, 6,7, 9	1,137,358	72.09	1,144,471	71.25	1,148,400	72.54
外国為替	7	4,246	0.27	5,834	0.36	4,806	0.30
その他資産		5,939	0.38	5,324	0.33	5,891	0.37
動産不動産	8, 10, 11, 14	25,394	1.61	24,119	1.50	25,127	1.59
繰延税金資産		251	0.01	-	-	-	-
支払承諾見返		26,189	1.66	25,239	1.57	24,776	1.57
貸倒引当金		30,259	1.92	24,127	1.50	27,082	1.71
資産の部合計		1,577,744	100.00	1,606,241	100.00	1,583,135	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	1,440,857	91.32	1,455,927	90.64	1,439,112	90.90
借入金	12	11,500	0.73	5,500	0.34	8,500	0.54
外国為替		61	0.00	27	0.00	43	0.00
社債	13	-	-	10,000	0.63	10,000	0.63
その他負債		14,601	0.93	7,204	0.45	7,247	0.46
賞与引当金		861	0.05	880	0.06	831	0.05
退職給付引当金		1,109	0.07	826	0.05	763	0.05
繰延税金負債		-	-	7,553	0.47	3,954	0.25
再評価に係る繰延税金負債	14	4,518	0.29	4,358	0.27	4,472	0.28
支払承諾		26,189	1.66	25,239	1.57	24,776	1.57
負債の部合計		1,499,699	95.05	1,517,516	94.48	1,499,701	94.73
<b>(資本の部)</b>							
資本金		31,844	2.02	31,844	1.98	31,844	2.01
資本剰余金		23,184	1.47	23,184	1.44	23,184	1.47
資本準備金		23,184		23,184		23,184	
利益剰余金		6,068	0.38	9,258	0.58	7,783	0.49
利益準備金		250		508		358	
任意積立金		2,000		5,500		2,000	
中間(当期)未処分利益		3,818		3,249		5,425	
土地再評価差額金	14	5,462	0.35	5,406	0.34	5,391	0.34
その他有価証券評価差額金		11,601	0.74	19,165	1.19	15,355	0.97
自己株式		116	0.01	134	0.01	125	0.01
資本の部合計		78,044	4.95	88,725	5.52	83,434	5.27
負債及び資本の部合計		1,577,744	100.00	1,606,241	100.00	1,583,135	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		18,060	100.00	17,718	100.00	36,190	100.00
資金運用収益		14,274		14,130		28,403	
(うち貸出金利息)		(11,907)		(11,276)		(23,436)	
(うち有価証券利息配当金)		(2,303)		(2,731)		(4,815)	
役務取引等収益		2,132		2,242		4,427	
その他業務収益		414		107		507	
その他経常収益		1,239		1,237		2,851	
経常費用		14,012	77.59	13,499	76.19	27,861	76.99
資金調達費用		622		735		1,266	
(うち預金利息)		(417)		(533)		(867)	
役務取引等費用		991		982		1,952	
その他業務費用		207		429		391	
営業経費	1	10,273		10,317		19,995	
その他経常費用	2	1,919		1,034		4,256	
経常利益		4,047	22.41	4,218	23.81	8,328	23.01
特別利益		0	0.00	18	0.10	3	0.01
特別損失	3	307	1.70	879	4.96	534	1.48
税引前中間(当期)純利益		3,740	20.71	3,357	18.95	7,797	21.54
法人税、住民税及び事業税		23	0.13	305	1.72	186	0.52
法人税等調整額		1,261	6.98	993	5.61	2,965	8.19
中間(当期)純利益		2,456	13.60	2,058	11.62	4,644	12.83
前期繰越利益		1,269		1,206		1,269	
土地再評価差額金取崩額		95		15		166	
自己株式処分差損		2		0		4	
中間配当額		-		-		542	
中間配当に伴う利益準備金積立額		-		-		108	
中間(当期)未処分利益		3,818		3,249		5,425	

次へ

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準 および評価方法	商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は移動平均法により算 定)により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準およ び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法により行 っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(売却原価は移動 平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法によ る原価法又は償却原価法により行 っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、組込デリバティブ を一体処理したことにより損益に 反映させた額を除き、全部資本直 入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式 および関連会社株式については移 動平均法による原価法、その他有 価証券のうち時価のあるものにつ いては、決算日の市場価格等に基づ く時価法(売却原価は移動平均 法により算定)、時価のないもの については、移動平均法による原 価法又は償却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、組込デリバティブ を一体処理したことにより損益に 反映させた額を除き、全部資本直 入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価 基準および評価方法	デリバティブ取引の評価は、時 価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただ し、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除 く)については定額法)を採用 し、年間減価償却費見積額を期 間により按分し、計上しており ます。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建物 7年～50年 動産 3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアにつ いては、将来の収益獲得又は費 用削減が確実と認められないた め、支出時に費用処理しており ます。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただ し、平成10年4月1日以後に取 得した建物(建物附属設備を除 く)については定額法)を採用 しております。 なお、主な耐用年数は次のと おりであります。 建物 7年～50年 動産 3年～20年 (2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法			社債発行費は、支出時に全額費 用として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準により、次の とおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準により、次の とおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準により、次の とおり計上しております。



	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。なお、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割りいた金額と当該債権額から担保および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てる方法(キャッシュ・フロー見積法)によっております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p>	<p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。</p> <p>破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。</p> <p>破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月に税制適格退職年金制度を廃止し、厚生年金基金加算部分の減額および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴い、前事業年度において終了損失の額を退職給付費用（特別損失）として処理し、会計基準変更時差異については、終了部分に対応する未処理額を一括償却しております。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しており、当中間会計期間末の未処理額は2,369百万円であります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異は15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額（2,482百万円）を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、当行は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成16年4月に税制適格退職年金制度を廃止し、厚生年金基金加算部分の減額および退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。本移行に伴い、前事業年度において終了損失の額を退職給付費用（特別損失）として処理し、会計基準変更時差異については、終了部分に対応する未処理額を一括償却しております。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しており、当事業年度末の未処理額は2,257百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
7. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
10. 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は826百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	

#### 表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	従来、投資事業有限責任組合ならびに民法上の組合および匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間からこれらの損益の発生源泉に応じ「有価証券利息配当金」若しくは「その他経常収益」又は「その他経常費用」に含めて表示しております。

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」 (平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」および「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」 (平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」および「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,549百万円、延滞債権額は49,163百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1,192百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,050百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は70,955百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,114百万円、延滞債権額は41,433百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は254百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,017百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は55,821百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,838百万円、延滞債権額は45,603百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は525百万円であります。</p> <p>なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,385百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は64,353百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																		
<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、27,997百万円であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,868百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,890百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,711百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券54,808百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は519百万円であります。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は160,717百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが143,683百万円あります。</p>	有価証券	5,890百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,711百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、25,197百万円です。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、27,018百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,081百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,498百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券45,210百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は497百万円です。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は178,145百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが162,418百万円あります。</p>	有価証券	8,081百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,498百万円	<p>6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、29,868百万円です。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,897百万円です。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,157百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>5,056百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済などの取引の担保として、有価証券56,371百万円を差し入れております。</p> <p>9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は180,403百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが164,238百万円あります。</p>	有価証券	8,157百万円	担保資産に対応する債務		預金	5,056百万円
有価証券	5,890百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,711百万円																			
有価証券	8,081百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,498百万円																			
有価証券	8,157百万円																			
担保資産に対応する債務																				
預金	5,056百万円																			

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 16,151百万円</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,366百万円</p>	<p>10. 動産不動産の減価償却累計額 15,456百万円</p>
<p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,494百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,399百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,494百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金11,500百万円が含まれております。</p>	<p>12. 借入金5,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>12. 借入金8,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>
<p>13. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>13. 社債10,000百万円は、劣後特約付社債であります。</p>
<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>14. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>
<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>	<p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p>



前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
		同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,898百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	前事業年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)																																
<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>297百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,124百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	297百万円	その他	1百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>283百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額412百万円および株式等償却16百万円を含んでおります。</p> <p>3. 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用店舗</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9か店・</td> <td>土地建物</td> <td>795</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>動産</td> <td>32</td> <td>名古屋市</td> </tr> <tr> <td>1物件</td> <td></td> <td></td> <td>他</td> </tr> </tbody> </table> <p>営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の営業用店舗のうち2か店については再評価後の地価の下落により含み損を有するに至っております。また、その他の店舗については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっております。</p> <p>これらの営業用店舗は、割引前将来キャッシュ・フローの総額が再評価後の帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(821百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	建物・動産	283百万円	その他	1百万円	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	営業用店舗				9か店・	土地建物	795	愛知県	遊休資産	動産	32	名古屋市	1物件			他	<p>1. 減価償却実施額は下記の通りであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>600百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,246百万円および株式等償却142百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	600百万円	その他	3百万円
建物・動産	297百万円																																	
その他	1百万円																																	
建物・動産	283百万円																																	
その他	1百万円																																	
主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所																															
営業用店舗																																		
9か店・	土地建物	795	愛知県																															
遊休資産	動産	32	名古屋市																															
1物件			他																															
建物・動産	600百万円																																	
その他	3百万円																																	

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p> <p>また、遊休資産の認定を行った上記1物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(6百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。</p>	

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																																																															
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>3,538百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>949百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>2,589百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当中間会計期間から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>471百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,175百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,646百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当中間会計期間から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>255百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>219百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>46百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	3,538百万円	減価償却累計額相当額		動産	949百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	2,589百万円	1年内	471百万円	1年超	2,175百万円	合計	2,646百万円	255百万円	219百万円	46百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>3,919百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>1,162百万円</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>2,756百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>499百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,377百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,877百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>339百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>288百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>68百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	3,919百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,162百万円	中間会計期間末残高相当額		動産	2,756百万円	1年内	499百万円	1年超	2,377百万円	合計	2,877百万円	339百万円	288百万円	68百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>4,038百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>1,015百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    動産</td> <td>3,022百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当事業年度から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>527百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,601百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,129百万円</td> </tr> </table> <p>(注) なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が高まったことにより重要性が増したため、当事業年度から支払利子込み法から利息相当額の合理的な金額を控除する方法により算定することに変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>563百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>504百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>116百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>同左</p>	取得価額相当額		動産	4,038百万円	減価償却累計額相当額		動産	1,015百万円	期末残高相当額		動産	3,022百万円	1年内	527百万円	1年超	2,601百万円	合計	3,129百万円	563百万円	504百万円	116百万円
取得価額相当額																																																																	
動産	3,538百万円																																																																
減価償却累計額相当額																																																																	
動産	949百万円																																																																
中間会計期間末残高相当額																																																																	
動産	2,589百万円																																																																
1年内	471百万円																																																																
1年超	2,175百万円																																																																
合計	2,646百万円																																																																
255百万円																																																																	
219百万円																																																																	
46百万円																																																																	
取得価額相当額																																																																	
動産	3,919百万円																																																																
減価償却累計額相当額																																																																	
動産	1,162百万円																																																																
中間会計期間末残高相当額																																																																	
動産	2,756百万円																																																																
1年内	499百万円																																																																
1年超	2,377百万円																																																																
合計	2,877百万円																																																																
339百万円																																																																	
288百万円																																																																	
68百万円																																																																	
取得価額相当額																																																																	
動産	4,038百万円																																																																
減価償却累計額相当額																																																																	
動産	1,015百万円																																																																
期末残高相当額																																																																	
動産	3,022百万円																																																																
1年内	527百万円																																																																
1年超	2,601百万円																																																																
合計	3,129百万円																																																																
563百万円																																																																	
504百万円																																																																	
116百万円																																																																	

( 有価証券関係 )

前中間会計期間末 ( 平成16年 9月30日現在 )、当中間会計期間末 ( 平成17年 9月30日現在 ) および前事業年度末 ( 平成17年 3月31日現在 ) において、子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

( 重要な後発事象 )

該当事項なし

(2) 【その他】

中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配）

平成17年11月21日開催の取締役会において、第100期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	542百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付資料

事業年度（第99期）（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）平成17年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 訂正発行登録書

平成17年6月30日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年11月24日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 善得 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月25日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 善得 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年11月24日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 善得 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月25日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

## 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 善得 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小川 薫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。